

《 令和8年度 幸田町一般不妊治療費助成事業のご案内 》

この制度は、一般不妊治療を受けている夫婦に対して、一般不妊治療にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な支援を行うものです。

【対象者】（下記の条件すべてに該当する方）

- ・夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある方を含む。）であって、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
 - ・夫または妻のいずれか一方または両方が幸田町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方
 - ・産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、一般不妊治療を受けている方
 - ・医療保険法による被保険者もしくは組合員及びその被扶養者
- ※過去に助成を受けたことがある方については、裏面のフローチャートを参照してください。

【対象とする治療の範囲】

- ・産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において受けた一般不妊治療（診療のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一環として行われる検査のほか、院外処方による調剤費を含む。）
 - ・夫または妻のいずれか一方または両方が、幸田町に住所を有している間に行った治療
- ※第2子以降の一般不妊治療についても助成の対象になります。

【助成金額】

- ・対象とする治療の範囲で、一般不妊治療にかかった自己負担額の2分の1以内で、1年度あたり10万円が限度

※文書料、個室料及び食事療養費等の治療に直接関係のない費用は自己負担額に含みません。

※高額療養費等の付加給付がある場合には、その額を自己負担額から除きます。高額療養費等の付加給付を受けたことが申請時以降に確認できた場合、助成金の返還を求めることがありますので、ご承知ください。

【助成期間】

- ・助成を開始した治療日の属する月（以下「助成開始月」という。）から継続する2年間

※県内の他市町村が行う同様の助成を受けた場合には、その期間も含めて2年間が助成期間になります。

※助成開始月が年度の途中である場合で、1年度目の助成期間が12か月未満で、かつ助成金額が10万円未満の場合には、3年度目の治療について、1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、10万円に満たなかった額を上限に助成することができます。また、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合には、その旨の「医師の指示書」があれば、中断期間のうち助成のなかった月数を延長することができます。

【申請方法】

- ・申請は夫婦の治療にかかった分をまとめて行ってください。
- ・令和8年3月から令和9年2月末までに受けた治療分について、令和9年3月23日（火）までに必要書類をすべてそろえて申請をしてください。ただし、年度の途中で治療が終了した場合には、治療終了後速やかに申請をしてください。
- ・ご不明な点がある場合は、早めに保健センターへお問い合わせください。

【注意】

- ・幸田町転出後の申請はできません。転出予定のある方は必ず転出前に申請してください。
- ・やむ負えず、申請が提出期限に間に合わない場合は令和9年3月22日までに保健センターへご連絡下さい。

【申請書類・持ち物】

(1) 幸田町一般不妊治療費助成事業申請書【様式第1号】

※申請者と請求者、口座名義人は同一でお願いします。
申請者は、幸田町に住民票がある方にしてください。

(2) 幸田町一般不妊治療費助成事業受診等証明書【様式第2号】

※医師の判断に基づき治療を中断した場合は、医師の指示書もご持参ください。

(3) 申請しようとする治療に係る領収書

※領収書の原本が提出できない場合には、コピーをして、領収書の原本とコピーの両方を持参してください。確認後に原本を返却します。

(4) 幸田町一般不妊治療費助成金請求書【様式第6号】

※請求者と口座名義人は、【様式第1号】の申請者と同じ人にしてください。

(5) 幸田町一般不妊治療費助成に関する同意書

(6) 債権者登録兼口座振替依頼書

※銀行・支店・口座番号の確認ができるものもご持参ください。

(7) 印鑑

(8) 事実上の婚姻関係にあるかたは、事実婚関係に関する申立書【様式第3号】

(9) 高額療養費の還付金額、付加給付金等の助成金額を確認できるもの(写し)

※該当のかたのみ。高額療養費制度、付加給付金については各保険組合等にご確認ください。

下記ア～エの方で本籍地が幸田町でない場合、幸田町にて法律上の夫婦であることや住所の確認ができないため、下記書類の提出をお願いします。

ア 夫婦が同一世帯でない場合で、いずれかの住民登録が町外の場合 → 戸籍謄本と町外の方の住民票

イ 夫婦の住民登録が町内で異なる場合 → 戸籍謄本

ウ 夫婦の住民登録が町内であるが夫婦が同一世帯でない場合 → 戸籍謄本

エ 事実上の婚姻関係にある場合 → それぞれの戸籍謄本

※戸籍謄本：外国籍の方は婚姻証明書をご提出ください。

【申請後について】

・助成金の交付が決定したら、申請者宛てに「一般不妊治療費助成事業承認決定通知書」を送付します。その後申請書に記入した口座に助成金を振り込みます。

※詳しい制度の内容や申請方法については、下記まで問い合わせ下さい。

問合せ・申請場所：幸田町健康福祉部健康課（幸田町保健センター内） 電話0564-63-5172

フローチャート（一般不妊治療助成事業について）

1.過去に助成を受けたことがない	→	助成可媒		
2.過去に助成を受けたことがある	→	令和7年度に受けた	→	助成可媒
	→	令和6年度に受けた	→	助成開始月が年度の途中である場合で、1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、10万円に満たなかった額を助成することが出来る。 (2年間の間に治療中断していれば中断していた月数だけ延長ができるが、医師の診断書が必要)
	→	2年以上前に受けた	→	前回の助成時、妊娠した場合 (出生、流産を問わないが母子健康手帳交付または医師の診断書が必要)
			→	継続して2年間助成可媒
			→	妊娠していない場合
			→	助成は不可媒